

平成 27 年 5 月 14 日

DOWA エコシステム株式会社
ジオテック事業部

ジオテクノス株式会社

(仮称) 仙台塩釜ソイルセンター 第 2 回住民説明会の報告書について

当社は、宮城県汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱（制定平成 22 年 3 月 25 日）に基づき、塩竈市港町に建設を計画している土壌処理施設の施設計画、生活環境調査計画の説明会（第 2 回住民説明会）の実施報告書を公開いたします。

1. 説明会実施報告書の公開場所

- ・塩竈市 産業環境部環境課
（塩竈市字杉の入裏 39-47）
- ・DOWAエコシステム株式会社 ジオテック事業部 仙台営業所
（仙台市青葉区本町 2 丁目 15 番 1 号 ルナール仙台 9F2 号室）
- ・建設予定地
（塩竈市港町 1 丁目 8）

2. インターネットによる公開

当社ウェブページでも、閲覧することができます。

(<http://www.dowa-geo.jp> <http://www.geotechnos.co.jp/>)

【この資料についての問い合わせ先】

1. DOWA エコシステム株式会社 ジオテック事業部 仙台営業所
電話：022-721-2570 担当：小堤 健一（平日 9:00～17:00）
2. ジオテクノス株式会社 環境事業部
電話：03-3626-4580 担当：近藤 大輔（平日 9:00～17:00）

以上

説明会実施報告書

平成27年5月14日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

〒101-0021

住 所 東京都千代田区外神田4丁目14番1号
届出者 氏 名 DOWAエコシステム株式会社
ジオテック事業部
取締役事業部長 尚原 勝広
電話番号 03(6847)1232

〒131-0045

住 所 東京都墨田区押上1丁目1番2号
東京スカイツリー・イーストタワー14階
許可申請者 氏 名 ジオテクノス株式会社
(予定) 代表取締役社長 吉川 俊二
電話番号 03(3626)4580

説明会開催日時	平成27年4月21日 17時30分から 19時15分まで
説明会開催場所	マリゲート塩釜 3階 マリンホール (塩釜市港町一丁目4-1)
説明会参加者数	45名
説明会参加者の範囲	塩釜市港町一丁目、二丁目、中ノ島、貞山通
公告の方法及び日時	回覧(4月15日開始)及び各戸配布(4月15日配布)
説明会における意見及びそれに対する回答・対応内容 (第9第3項, 第15第3項の規定により提出された意見書等がある場合は, その写し及びそれに対応方針を含む。)	別紙のとおり。

注1 記入内容が多い場合は別紙として添付すること。



生活環境影響調査概要説明会での地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
立地計画の経緯	本計画の指導を管轄する県及び市の部署はどこか。	宮城県は環境対策課で、塩釜市は産業環境部。
	行政からの企業誘致で計画されたのか。計画がなされた経緯を知りたい。	弊社は数年前から汚染土壌を塩釜港の東埠頭を経て船舶輸送してきた。取り扱った土量は直近 2 年間で約 7 万 t 程度。塩釜港からの汚染土壌の搬出は弊社だけでなく、他社も行っている。以下、2 点より、今回のセメント向け前処理施設を自ら計画した。1 点目はセメント会社から汚染土壌がセメントの原料になるので前処理して搬出してもらえないかという要望を頂いた。2 点目は、地元の企業から土地が空いているので何か事業をしないかという話を頂いた。
	今後このような汚染土壌は何十年も継続して発生するのか。	仙台平野では火山・鉾山の影響で自然由来のヒ素、鉛などで広範囲に低濃度で汚染されている。そのため、公共事業が続く限り汚染土壌が発生する。公共事業がなくなることはないと考えられるので、継続して汚染土壌が発生すると見込んでいる。
	建設の廃材とかであればまだ住民も安心するが、今回の説明会で汚染土壌という話を聞いて驚いた。	
汚染土壌の種類	受け入れられる汚染物質の中にアスベストは施設に入ることはないのか。	アスベストの撤去解体工事は厳格な方法で決められているので、汚染土壌に混入することはほとんどないと考えている。ご安心頂ければと思う。
生活環境影響調査	搬入搬出経路の中に現在、護岸工事をしている箇所がある。施設建設前の調査は計画されているが施設が完成後も影響調査をするのか。	現況調査をして、予測して環境基準を満足できるか確認する。結果次第ではあるが、環境基準を満たさないと判定されれば対策をとるようにする。施設完成後の調査は予定していない。懸念事項などがあればモニタリングなどをして確認することもある。

生活環境影響調査概要説明会での地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
生活環境影響調査	私の家は工場用地の向かいの家だが、以前立地していた工場 で、高い煙突を設置していたが、悪臭が酷かった。音も酷く て夜寝むれなかった。操業時、音も出ると思うが、夜間に、 私の家の前に来て調査をしてほしい。個人的な要望で申し訳 ないが、環境の話し合いをしているのだから、この調査の計 画も入れてほしい。大通りの港町には、住宅が無いが、大通 りの反対側は、住宅地であり、小さな子ども達もいる。子ど も達にどのような影響を与えるのか心配。1 回だけではなく 度々計画を立てて、環境汚染の調査をしてほしい。	悪臭調査は計画中。夜間の騒音の調査について、この施設は夜間稼動す る予定は無いので、調査は行わない。今回計画の調査地点は計画地と運 搬経路のみのため、地点の位置は検討する。必要と判断すれば実施を考 えるが、今、やりますとは、明言できない。
		以前あった会社と比べるのは、我々としても話しにくい。今度稼動する 工場は、完全に建物内での処理で、熱を利用した処理ではないので、煙 突から煙が出ることはない。
対象となる法律、条令 など	先ほど、県の管轄の質問をされた方がいらっしゃったが、基 本的にはどの法律に基づいて計画されているのか。	今回の施設を建設するにあたって対応する法令は、環境省が出している 土壌汚染対策法に基づいて進めている。また、宮城県のほうで土壌処理 施設の設置に対する要綱があり、これらに則って進めている。
建設予定地の造成	震災の影響で、沿岸部 60～70cm 沈下していると思う。例え ばこの辺歩いてもらえれば分かるように、家屋はかさ上げを して再建している。計画の工場建屋の図面を見る限り 7m の コンクリートで覆うことは、それでいいと思う。さらに、か さ上げして、この前起きた 3.11 を想定して工場に津波が流 れ込まないように、必要な手立てを打って工場を建てるべき ではないのか。かさ上げも含めて立地を想定すべき。この 点について確認させていただきたい。	今回、建設予定地もかなりの地盤沈下をしている。今のところ盛土 1m～ 1.5m 程度実施し、建設する計画をしている。その中で、頑丈なコンクリ ート製の壁を作り安心を確保したい。

生活環境影響調査概要説明会での地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
施設の図面	施設の詳細な図面は完成しているのか。	今回示した平面図、立面図程度しかできておらず、詳細な図面はまだ完成していない。
汚染土壌の運搬	私は港町に住んでいるが、近頃交通量が多くなってきている。調査の基本となっている搬入搬出経路のみの通行なのか。利府街道や石巻や松島で何かが発生したときに、たぶん受け入れることになると思う。今は、仙台がメインとなっているが、示されている搬入搬出経路のみでなく、港町や市内も通ることになるのではないかな。	通行止めや災害が起きて通れない場合などの特殊なケースが無い限り、搬入搬出経路は、基本的に、今回計画の経路で徹底させる予定。
	大雨の時、汚染土壌を運搬すると、説明にあったシートがけ程度ではダンプの構造上、汚染土が流出するのではないかな。ダンプが搬入搬出経路以外を通った場合、少なくとも港町や中ノ島、海岸通に、流出した汚水が落ちることもあるのではないかな。	大雨時、公共工事などは中断される。また、弊社でも大雨時は汚染土壌の運搬も船への荷役もしない。作業時危険を伴う場合は、随時天気予報を確認し、状況を確認しながら作業を進めていく。できるだけリスクを低減させたいと考えている。
	ダンプを洗ったりする水の処理は、どうなっているのか。現に住民も住んでいるので、そのような心配はどのように対応していただけるのか。	汚染土壌を運搬するダンプは、建物内で汚染土壌が付着したタイヤを洗浄する。洗浄水はタンクへ回収して産業廃棄物として処分する計画。
		グループ企業で DOWA 通運があるが、土壌を運搬するダンプは地元の会社に庸車している。汚染土壌を運搬する際、「汚染土壌運搬車」と書かれたステッカーをつけている。また、ダンプは水密性構造のダンプを用い、土壌が流出しない構造となっている。今まで、運搬中、土壌の流出させたことはない。水分が多くダンプで運べない土壌は、土壌を搬出する前に発生現場で中性固化材、生石灰などで含水調整をする、または、現場で何日か乾かし、土壌が流出しないような対応をしている

生活環境影響調査概要説明会での地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
汚染土壌の運搬	搬入、搬出で汚染土壌を積載したダンプトラックが港町の町内を行き来すると思われる。震災後、道路復旧がまだ完全ではない。流出防止の説明を聞いて少し安心している。ただ、入荷のダンプトラックが40台、それに加えて搬出のダンプもある。塩釜市のコンビナートに入る車両など、車両が最近増えているので事故には十分気をつけてほしい。港で長期コークスなどのバラものが風で舞って住民に迷惑をかけたりしている。港での保管も気をつけてほしい。	
	交通量の心配がある。金属回収業者が来てから、周辺が鉄くずの山になっており、さらに汚染土壌が来ると環境悪化が心配される。飛散が心配されるので汚染土壌を袋詰めした（フレキシブルコンテナに入れた）方がよいのではと考える。大雨でも流れ出ない、船にも積込しやすいと思う。その点はどうか。	土壌汚染対策法に基づいて荷姿を決定している。高濃度の汚染土壌についてはフレキシブルコンテナに入れている。低濃度に限ってはバラで扱っても良い。コスト的にも高くなるため、発注者様の意向次第である。皆さんに迷惑をかけないように飛散防止策をしながらバラで運搬したいと考えている。
港での荷役作業	汚染土壌の飛散、流出防止について配慮した工場を立派に計画されていると感じた。一方、船の搬出口について、どれくらいの汚染土壌が港で保管されるのか、また、どのように保管されるのか知りたい。時間当たり50mmの大雨時はどのように対処するのか。汚染土壌がシート掛けだけだと海へ流出する可能性があると思う。汚染土壌の保管は屋外と思われる。また、環境調査では海の調査は行うのか。万が一、流出することも考えられるので定期的に調査した方がよいと考える。	港の保管は依頼してお願いする立場のため、私どもから荷役の具体的な対応を言えないが、流出がないような対応を計画に入れるよう港湾会社と相談していきたい。
		海の影響調査は検討する。県などの行政が実施、公開している調査結果があればこれを利用したい。また、本計画の施設が操業後、海の影響調査をするかも併せて検討したい。

生活環境影響調査概要説明会での地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
港での荷役作業		現在、蒲生の公共工事から発生する汚染土壌を塩釜港へ運搬しており、船は5～7日に1回の頻度で、荷役をして搬出している。荷役は港湾会社に業務を委託している。雨が浸透しない丈夫なシートを用いている。荷役が終了したら、シートを再度かけるようお願いをしている。汚染土壌の保管場所と海は離れており、保管はシートの上に土嚢などの重しを置き、ロープをかけるなどして養生している。船舶への荷役中もシートを岸壁と船の間に渡し、落下防止をしている。また、降雨時は岸壁に流出防止用の土嚢を置いて海への流出防止をしている。委託している港湾会社は数年前から汚染土壌の搬出などを行っており、海上保安庁から注意を受けたこともないと聞いている。
	他の会社は、港での保管で野積みはしないと説明会で話したが、現状は野積みをしている。それから、運び出しのための野積みがある。搬入した土壌は工場内で処理されるが処理済の土壌はどうするのか。確実に毎日シート掛けするのか。天気に関係なくしっかりやるのか。細かいことだが、しっかりお聞きしたい。海から風が吹けば、確実に住宅地に砂が飛び散ると思う。	私どもは、直接荷役を実施しているわけではない。しかし、荷主としての責任がある。私どもも現場へ行き、荷役状況を確認しており、港湾会社にきちんと対応していただいている。港湾会社のほうも、どのような汚染物質か、どのくらいの量を搬出しているかを、宮城県港湾事務所に申請して荷役を実施していると聞いている。荷役会社では強風のときは作業をしないなどルールを取り決めており、それを遵守していると聞いている。私どもも人任せには絶対にしたくは無いので、これからも管理・監視して事故が起らないように取り組みたいと思う。 シート掛けについては、私どもの方から依頼をして、「毎日シートをかけてください」、「雨が降った日だけではなく作業が終わったらシートをかけてください」と指導もしており、実施されていることを確認している。当然、雨風が強い日は荷役も控えている。基本毎日、シートがけをしている。

生活環境影響調査概要説明会での地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
住民の方へのメリット	前回の説明会でも言ったが、なぜ塩釜港でバラものを扱うのか。金属回収業者もそうだが、住民にとって嫌なものばかりきている。DOWAは塩釜にメリットを与えてくれるのか。交通量が多くなることで道路がガタガタになる。県の方に道路を補修するなど提言してほしい。私たちにメリットを与えてほしい。	承知しました。
	地元へのメリットという話があったが、具体的に聞きたい。工場が稼働した場合、地元から採用はあるのか。運搬するダンプトラックは地元企業を雇車するという話があって、期待している。実際、具体的にどの程度の規模を考えているのか。	工場の操業で従業員が5・10人程度と考えている。管理業務は私どもが行う予定だが、できる限り地元の企業の協力を頂き運営したいと考えている。地元の方のほう道路事情にも詳しく、運搬コストも含めて有利であり、優先して手配していきたい。規模についてはダンプ1日40台程度になる。
住民の方との受付窓口	施設建設後、問題点が出てくると思う。対応できる窓口（部署）は有るのか。	操業するジオテクノスの人間が常時、工場にいるので、そちらで、あるいは仙台営業所に対応する。
		操業後も皆様のご意見をお聞きできるように、連絡先はしっかり明記する。皆さんの都合に合わせて「説明に来るように」とのことでしたら、仙台営業所の人間が伺うようにし、窓口として、対応する。 なお、港湾の荷役会社の許可が得られれば、汚染土壌を取り扱っている場所の見学会の開催も可能である。要望があれば対応したい。

生活環境影響調査概要説明会での地域住民から出された意見及びそれに対する回答

分類	意見	回答
住民の方との受付窓口	工場の運用が始まって、改善してほしいと住民からの要望が出た場合対応していただけるかが問題だ。その責任の所在は、どうなっていて、どの部署の誰が対応するのか。「転勤で、私は知りません。」とならないようにしなければならない。	運営は、ジオテクノス、事業の総括は DOWA エコシステムである。操業前に、事務所の電話番号等決まったら、皆様にご連絡申し上げます。私どもは、逃げも隠れもしない。交通や騒音、振動などの問題が起こった場合は、ご連絡いただければ誠意を持って対応する。

以上

塩釜市港町に建設を計画している 土壌処理施設について



ジオテクノス株式会社 DOWAエコシステム株式会社
ジオテック事業部

2015年4月21日

内容

1. 会社紹介
2. 第1回住民説明会の概略
3. 施設計画の概略
4. 生活環境調査計画の概略
5. 今後の予定

1. 会社紹介

1.1 DOWAエコシステム(株)の組織

DOWAエコシステム

資本金 10億円 (2014年3月末)

売上高 1,014億円 (2014年3月期)

従業員 約2,700名 (2014年3月末, グループ全体)

ジオテック
事業部

ウェステック
事業部

リサイクル
事業部

ロジスティッ
クス事業部

MAEH
(海外)

ジオテクノス(株) (DOWAエコシステムの100%子会社)

～事業体制～

DOWAエコシステム

役割：事業統括

ジオテクノス

役割：工場運営

土壌処理施設
③分別等処理

①土壌
の営業

②土壌の収
集・運搬

④処理後
土壌搬出

今回、計画を説明する
土壌処理施設



1.1 ジオテクノス(株)の概要

～DOWAグループの環境事業における
調査・施工の専門会社～

資本金 1億円 (2014年3月末)

売上高 41億円 (2014年3月期)

従業員 74名 (2014年3月末)

土壌環境事業

土壌調査



土壌浄化工事



その他環境事業

災害復興

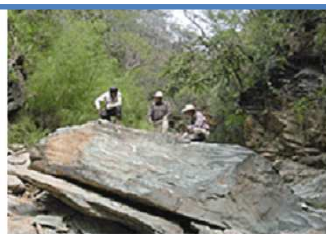


地質コンサルティング事業

地熱温泉開発調査



金属鉱物資源調査



埋設廃棄物対策



微量PCB工事



2. 第1回住民説明会の概略

2.1 第1回住民説明会の概略

説明会～建設までの流れ

立地計画概要説明会

平成27年1月10日 マリンゲート塩釜で開催

HP情報公開：<http://www.dowa-geo.jp>

生活環境影響調査
計画説明会

生活環境影響調査結果
及び建設計画説明会

建設計画への意見
反映・建設着手

～前回説明会の確認事項～

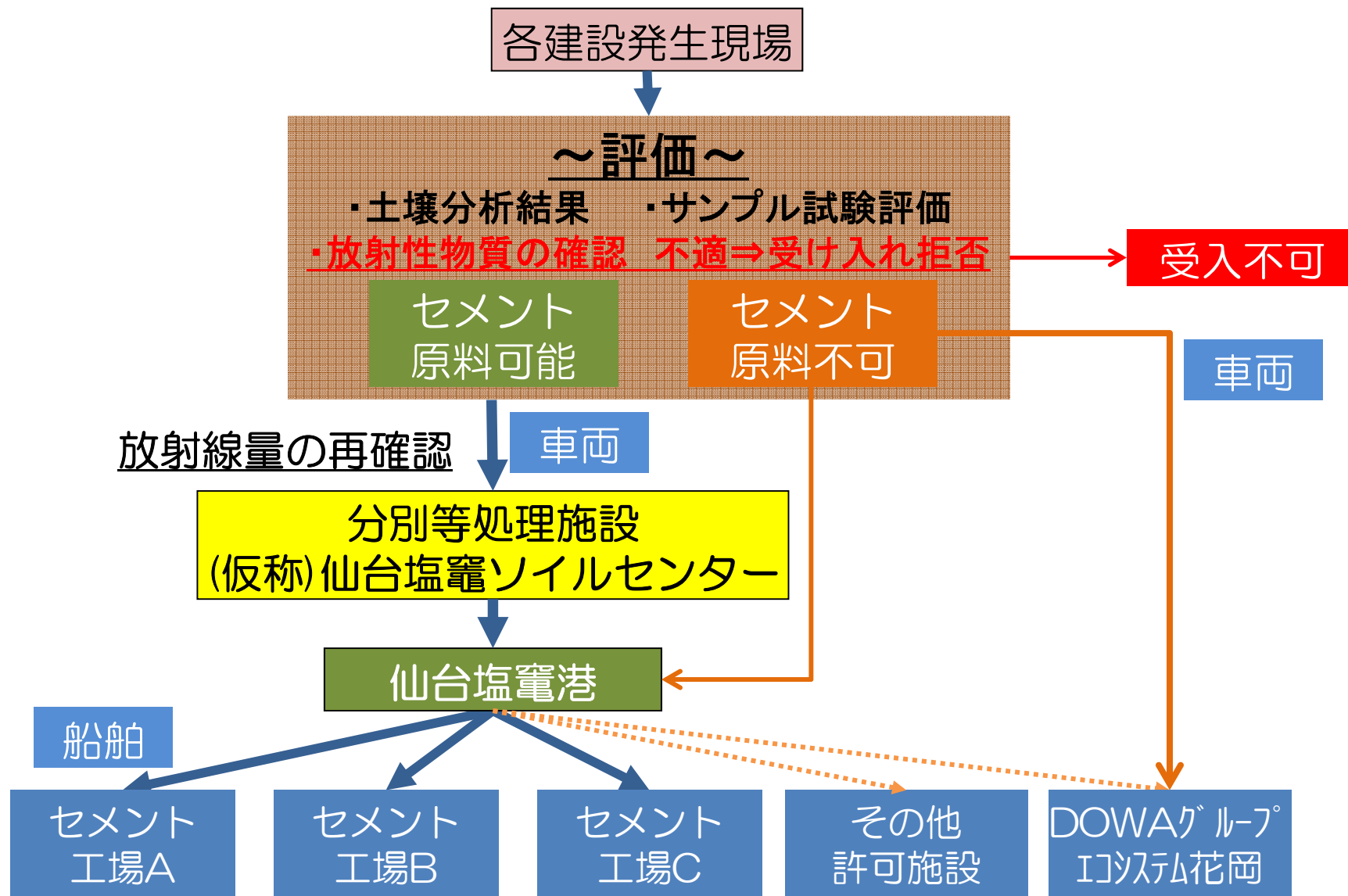
- ①なぜ塩釜港で土壌を搬出するのか？
- ②受入汚染物質の具体的な名称は？
- ③汚染土壌の発生場所は？
- ④処理時の事故/緊急時の対策・対応は？
- ⑤土壌の飛散及び流出防止対策は？

本計画及び説明会に反映

＊施設計画の概略で説明

3. 施設計画の概略

3.1 事業内容



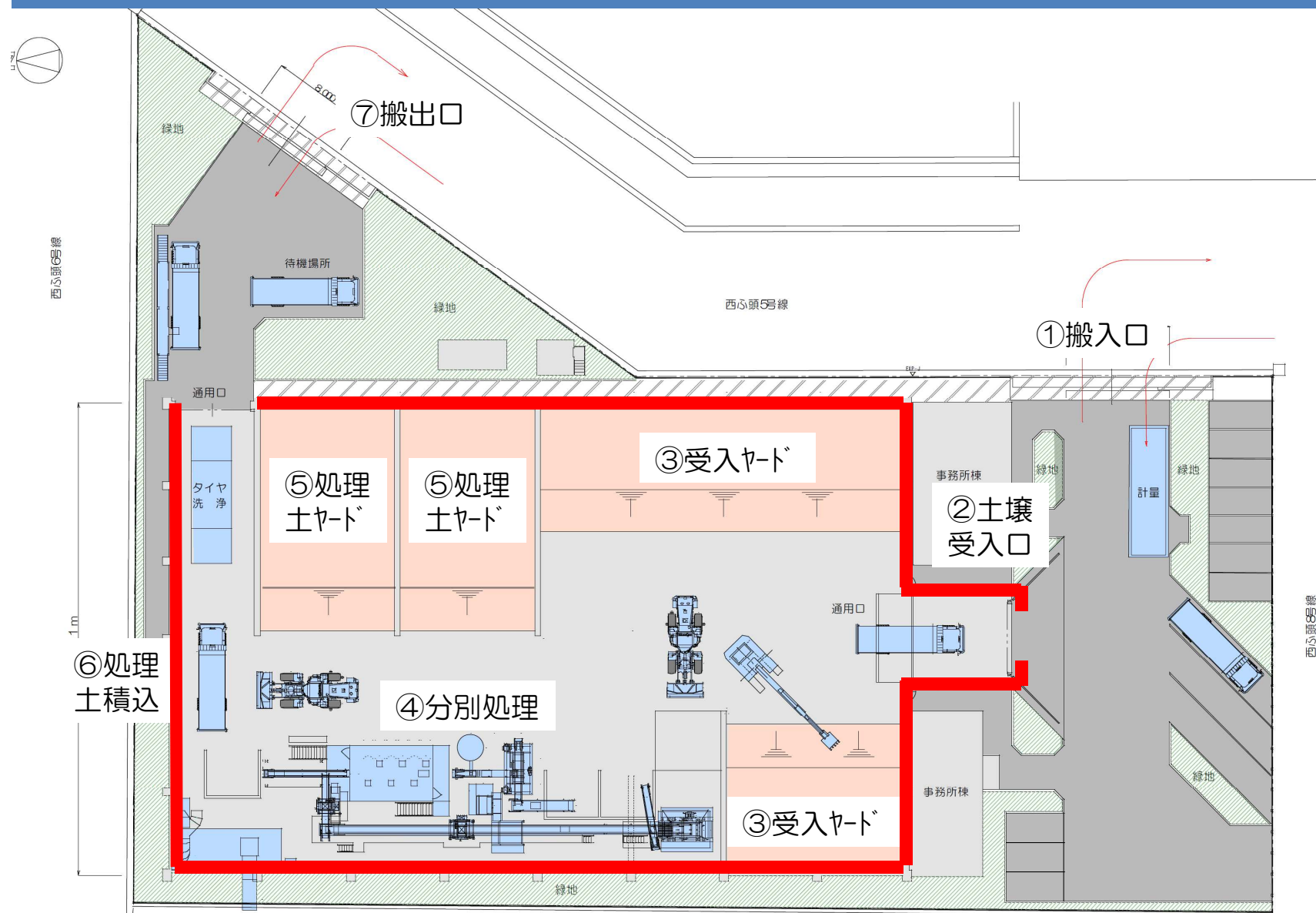
3.2 立地計画概要

項目	適用
汚染土壌処理施設の設置場所	宮城県塩竈市港町1丁目8
汚染土壌処理施設の種類	分別等処理（異物の除去、含水率調整）
処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	第二種特定有害物質（濃度の上限値なし） 水銀を除く重金属類のみ
汚染土壌処理施設の処理能力	400トン/日（8時間） 250日/稼動 100,000トン/年
着工予定年月日 使用開始予定年月日	着工予定：平成27年10月 使用予定：平成28年3月

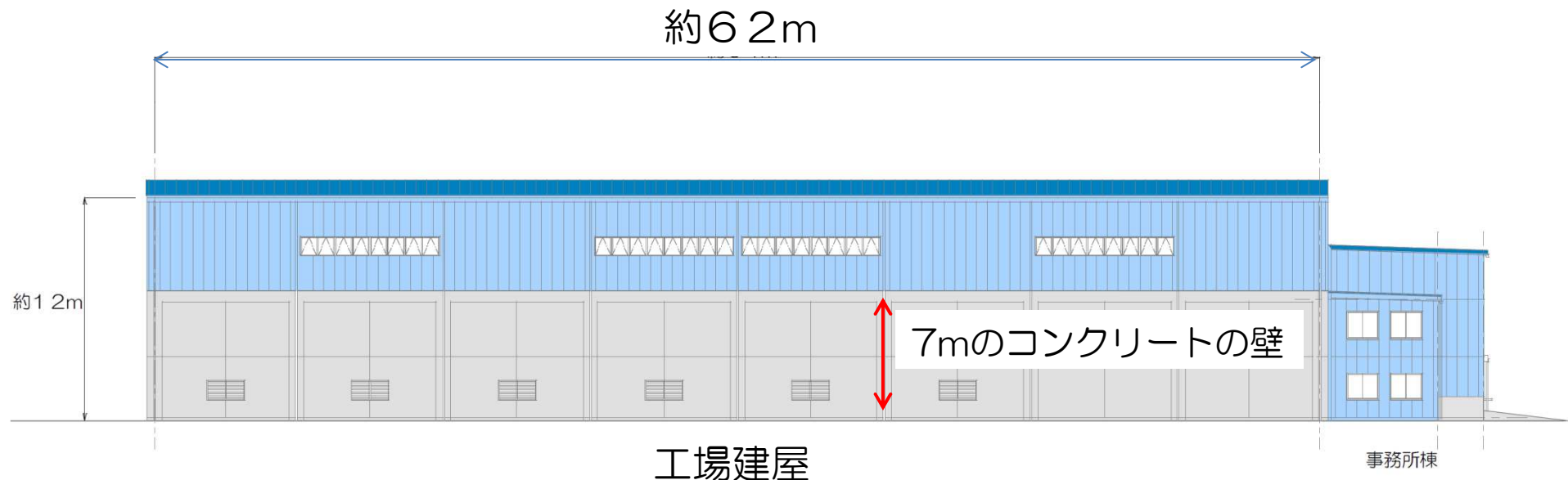
3.3 設置計画場所・搬入出ルート



3.4 施設概要（1）平面図（案）



3.5 施設概要（2）立面図イメージ



確認① なぜ塩釜港で土壌を搬出するのか？

行政が決定している「仙台塩釜港」の機能役割分担によります

東北を牽引する中核的国際拠点港湾の実現

【理 念】 東北の産業競争力を高め、産業・雇用・暮らしを守り発展させる

【将来像】

- －東北の産業を世界に導くグローバル港湾－
- －東北の経済を支える産業・開発拠点港湾－
- －東北を代表する国際観光拠点港湾－
- －東日本の震災時の支援・物流補完港湾－



三港の機能とストックを一体的に活用

*仙台塩釜港港湾計画資料（H25.6版；宮城県）より抜粋

◆各港の特色

仙台港区

- ・国際コンテナ5航路（週5便）
- ・国内コンテナ7航路（週14便）
- ・東北の自動車輸送の拠点
- ・エネルギー産業拠点（電力・原油・石油製品）

塩釜港区

- ・地域産業（観光・水産加工）の輸送拠点
- ・内貿バルク貨物の輸送基地
- ・日本三景松島観光の玄関
- ・マリンレジャーの拠点

石巻港区

- ・製紙産業の生産拠点
- ・東北の木材・飼料供給基地
- ・宮城県の開発拠点・工業港
- ・東北南部の広域リサイクルポート

松島港区

- ・日本三景松島観光の拠点
- ・世界に誇れる観光資源の玄関

塩釜港区は仙台塩釜港でバルク（バラもの）貨物を取り扱う港に行政が指定

確認② 受入汚染物質の具体的な名称は？

処理する汚染土壌の特定有害物質
(水銀、アルキル水銀以外の第二種特定有害物質)

分類	物 質 名	濃 度
第二種特定有害物質 (重金属類)	カドミウム及びその化合物	濃度の上限なし
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	セレン及びその化合物	
	鉛及びその化合物	
	砒素及びその化合物	
	ふっ素およびその化合物	
	ほう素及びその化合物	

放射性物質を含む土壌は受け入れ不可

確認③ 汚染土壌の発生場所は？

仙台市及びその周辺地域から汚染土壌が発生
(近年、DOWAで取り扱った案件)

案件名	発生場所	取扱量 (t)
仙台市合同庁舎建設工事	仙台市	約20,000
仙台市復興住宅建設工事	仙台市	約3,000
仙台市立市民病院建設工事	仙台市	約2,000
石巻市復興住宅建設工事	石巻市	約3,000
税務大学校解体工事	仙台市	約3,000
宮城県保健環境センター建設工事	仙台市	約10,000
宮城県警察自動車整備工場解体工事	仙台市	約3,000
仙台市南蒲生浄化センター復旧工事	仙台市	発生搬出中
その他	—	約30,000

確認④-1 処理等に起因する事故対策は？

処理などに起因する主な事故への対策

①汚染物質の流出事故防止対策

- 土壌を取扱いする場所はすべて建屋内で実施
- 運搬中は飛散防止シートを装着

②悪臭の発散事故防止対策

- 事前の調査で悪臭の有無を確認
悪臭を発散する土壌の受け入れを禁止
- 建物内で土壌を長期保管することなく一時保管
- 万一、悪臭が発生した場合、消臭剤を散布

③粉じんの発生事故防止対策

- 土壌を取扱いする場所はすべて建屋内で実施
- 建物内に集塵機を設置

確認④-2 緊急時（災害）の対策・対応は？

～緊急事態（大災害）に対する対応策（案）～

- 概ね震度6強から7程度までの耐震構造の建物
- 7mのコンクリートの壁を有し、建物で過去の災害で起こった2m程度までの津波に対応可
- 定期的に緊急事態訓練を実施

～緊急事態（大災害）発生時の具体的な行動（案）～

- ①地震がおさまるまで安全な場所に退避
- ②設備を全停止
- ③各開口部の施錠確認（*汚染土壌の流出防止）
- ④駐車場に集合
- ⑤点呼確認後、全員で高台に避難

確認⑤ 土壌の飛散及び流出防止対策

①工場～港までの運搬状況



②港での土壌の一時保管状況



③土壌の荷役状況



各工程で土壌の飛散
及び流出がないよう
慎重に作業を実施

落下防止シートを装着して荷役
平均風速15m/s以上で荷役中止(塩竈港運送)

3.6 周辺環境保全に関する事項

項目	適用
大気汚染防止の方法 処理に伴う排ガス量 処理方法	処理に伴う有害な排ガスは無い
水質汚濁防止の方法 処理に伴う排水量 処理方法	屋根付き建屋内で保管、処理を行う為、汚水の排水は無い。場内の洗浄等で使用した水はタンクに貯め、産廃として運搬処理する。 事務所生活系雑排水は下水道へ放流する。
騒音防止の方法 振動防止の方法	使用機械を低騒音・低振動型建設機械を使用する。 処理設備は騒音・振動の抑制に配慮した機器を用いる。 建屋・基礎についてこれらを防止できる構造設計とする
悪臭防止の方法	悪臭を放つ土壌の受け入れは基本ない。 建屋内での保管・処理を行い、処理後は速やかに搬出し長期間の施設内滞留を行わない。悪臭が発生した場合は、消臭剤を散布する。
汚染土壌の搬入・搬出 の時間及び方法	汚染土壌の搬入は、ダンプトラック等の大型車両で行う。 搬入出時間は、08:00～18:00とする。

4. 生活環境影響調査について

生活環境影響調査の実施項目

事業実施による影響が考えられる項目について、生活環境調査及び影響の検討を行います。

生活環境調査は、施設ができる前の現況を把握することを目的として実施します。

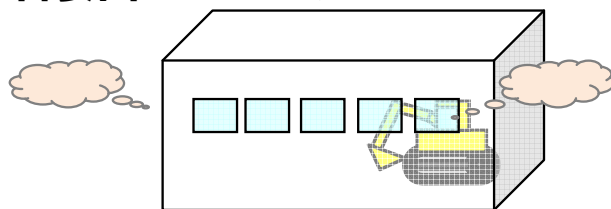
1. 大気質
2. 騒音・振動
3. 悪臭

4.1 大気質

4.1 (1) 調査項目

調査項目 \ 影響要因		施設の稼働	搬入・搬出車両の運行
二酸化窒素	搬入・搬出車両から排出される物質		●
浮遊粒子状物質	搬入・搬出車両から排出される物質		●
粉じん	施設の稼働に伴う粉じん	●	

●影響要因のイメージ



施設の稼働



搬入・搬出車両の走行

4.1 (2) 調査方法



4.1 (3) 調査地点



4.1 (4) 調査時期・期間等

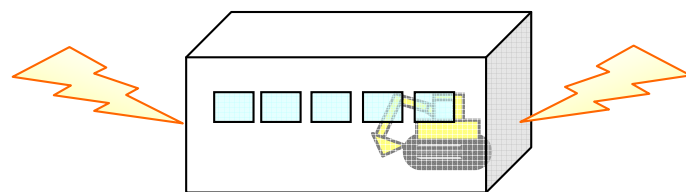
項目	内容
実施時期	平成27年5月頃
実施回数	1回
実施期間	1週間（7日間連続）

4.2 騒音・振動

4.2 (1) 調査項目

調査項目 \ 影響要因		施設の稼働	搬入・搬出車両の運行
環境騒音 ・ 振動	施設から発生する騒音・振動	●	
道路交通騒音 ・ 振動	搬入・搬出車両の走行に伴う騒音・振動		●
交通量	搬入・搬出経路の交通量		●

●影響要因のイメージ



施設の稼働



搬入・搬出車両の走行

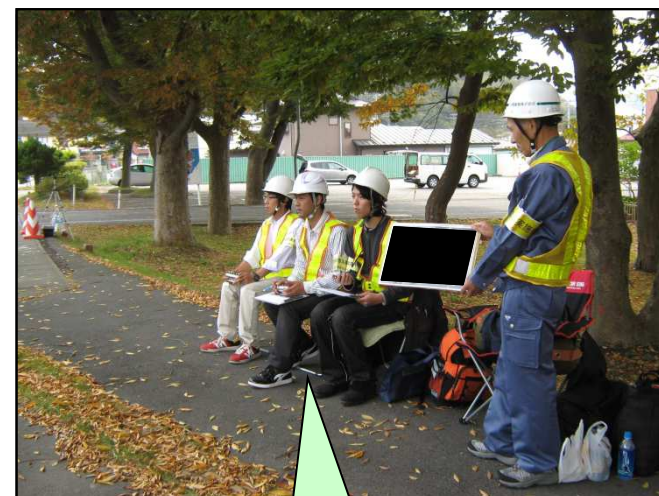
4.2 (2) 調査方法

騒音マイクロフォン



振動ピックアップ

騒音計及び振動計
収納箱



交通量測定

4.2 (3) 調査地点



4.2 (4) 調査時期・期間等

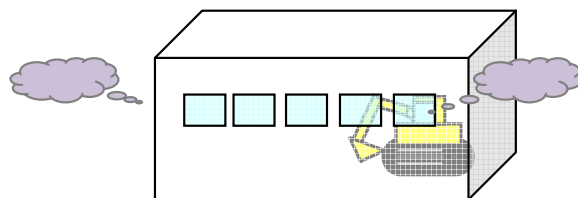
項目	内容
実施時期	平成27年5月頃
実施回数	1回
実施期間	12時間連続（7:00～19:00）

4.3 悪臭

4.3 (1) 調査項目

調査項目 \ 影響要因		施設の稼働	搬入・搬出車両の運行
特定悪臭物質	施設の稼働に伴う物質	●	
臭気指数	施設の稼働に伴う臭気の強さ	●	

●影響要因のイメージ



施設の稼働

4.3 (2) 調査方法



臭気指数試料サンプリング



特定悪臭物質分析試料サンプリング

4.3 (3) 調査地点



4.3 (4) 調査時期・期間

項目	内容
実施時期	平成27年5月頃
実施回数	1回
実施期間	1～2時間程度

現地調査の実施にあたって

- 大気質等の調査で測定機器を設置する場合には、安全に十分留意して設置作業・測定を行います。
- 調査員は「環境調査実施中」と表記した黄色い腕章を着用し、調査用車両は、ダッシュボードに「環境調査中」等のボードを掲示します。

環境影響の検討方法

- **大気質は、大気汚染物質の拡散計算を行い、事業実施後の大気質の状況を予測します。**
- **騒音・振動は伝播等の計算を行い、事業実施後の状況を予測します。**
- **悪臭は発生、外部への漏出の有無を判断し、事業実施後の状況を予測します。**
- **現況値や環境基準等と比較することで、環境影響を評価します。なお、事業の影響で基準等を超える場合には、対策を検討して、基準等を満足した上で事業を実施することとします。**

参考 騒音・振動の大きさの目安

音の大きさの目安

80
dB

電車の車内

70
dB電話のベル
デパートの中60
dB普通の会話
静かな乗用車の車内50
dB静かな公園
静かな事務所40
dB

図書館の中

振動の大きさの目安

70
dB大ぜいの人に感ず
る程度のもので、
戸、障子がわずかに
動くくらい60
dB静止している人や、
特に地震に注意深い
人に感ずる程度50
dB人体に感じないで、
地震計に記録され
る程度

参考 特定悪臭物質（22物質）

項目	におい
アンモニア	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱいにおい
ノルマルブチルアルデヒド	焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱいにおい
イソバレルアルデヒド	焦げたにおい
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい

特定悪臭物質

項目	におい
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	
トルエン	ガソリンのようなにおい
キシレン	
スチレン	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	

特定悪臭物質

5. 今後の予定

5. 今後の予定

立地計画概要説明会（前回）



生活環境影響調査計画説明会（今回）



生活環境影響調査結果および建設計画説明会



建設計画への意見反映・建設着手

補足 分別等処理とは

～役割～

再処理汚染土壌処理施設（浄化処理、セメント等製造や埋立処理施設）で受け入れ可能な状態にするため、以下の2つの処理を行う

処理方法	内容
異物除去	岩、コンクリートくずなどの異物を除去
含水比調整	汚染土壌のハンドリングを容易にするため、石灰等を混合し、含水比を調整

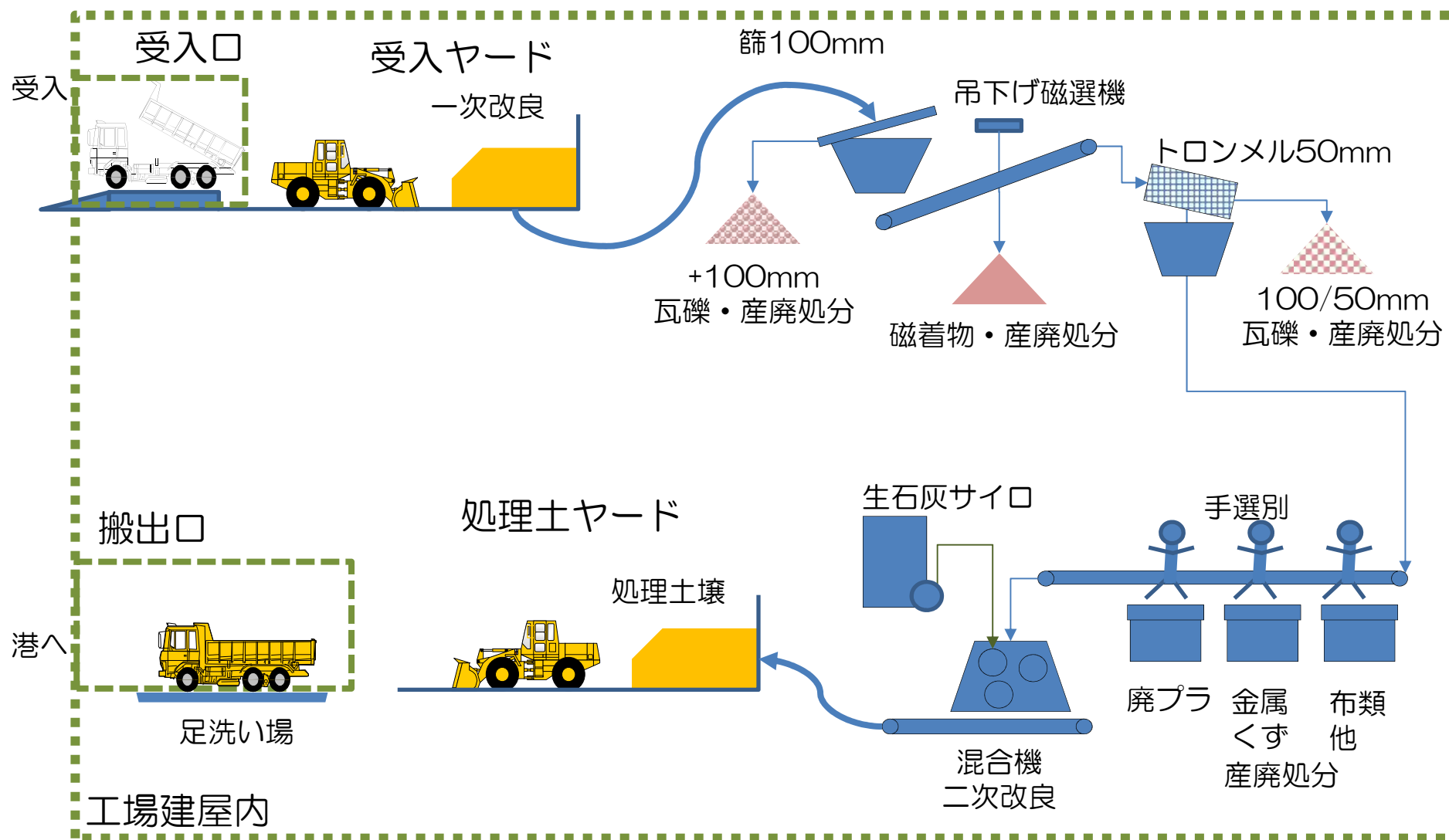


分別等処理施設例



motivate our planet

補足 処理フロー図



補足 各工場の立地関係

土壌処理施設
エコシステム花岡(株)

分別等処理施設
(仮称)仙台塩竈ソ
イルセンター

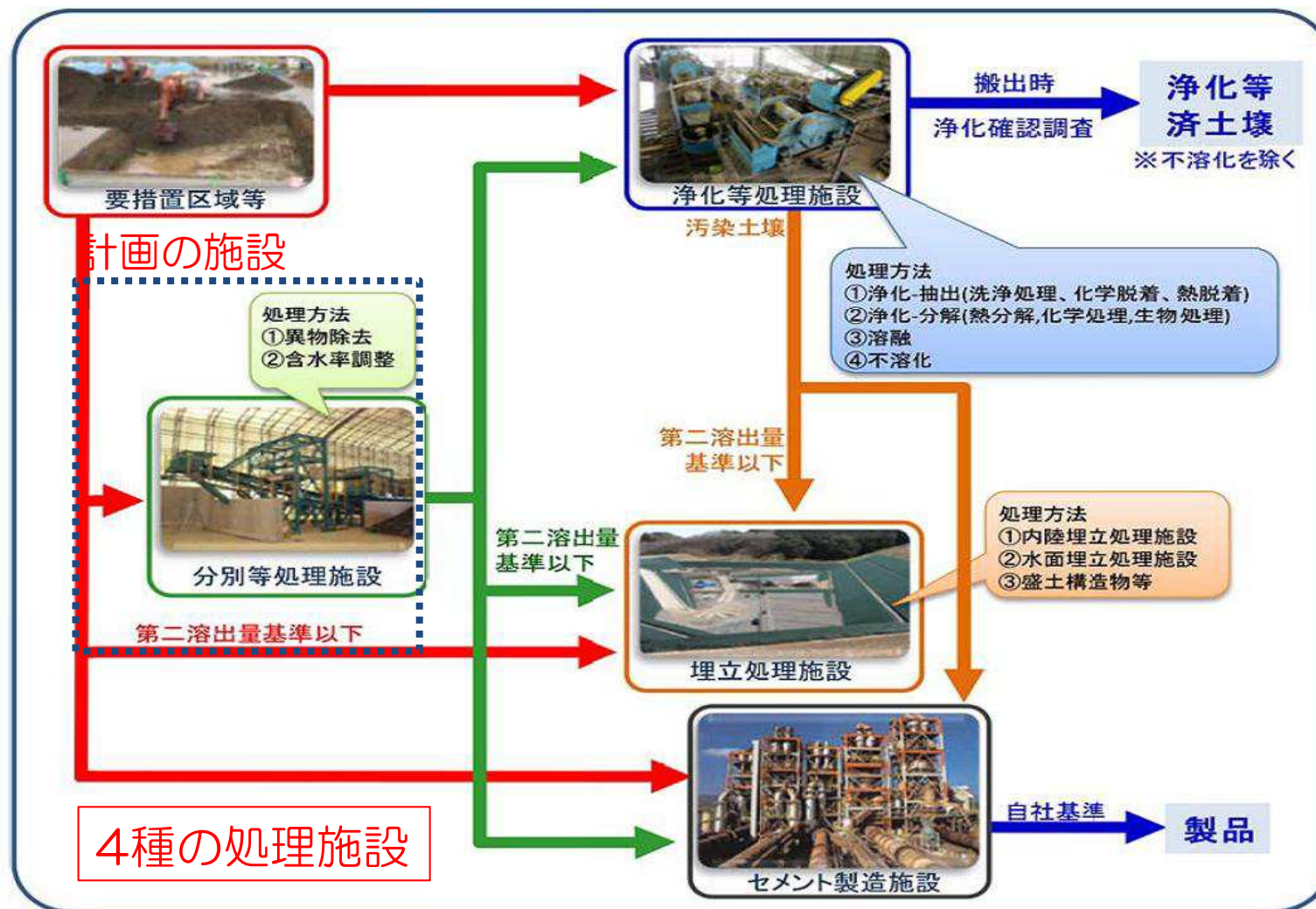


- 震災復興・再開発に伴う大量の建設発生土
- 太平洋側に立地するセメント製造工場群 (●)



- 船舶による大量輸送
 - CO₂排出量の低減
 - 輸送コストの低減

補足 汚染土壌処理施設とは



原図：環境省水・大気環境局 土壤環境課，汚染土壌の処理業に関するガイドライン(改定第2版)より抜粋

補足 受入れる土壌に含まれる汚染物質について

分類	有害物質の種類	計画施設 受入項目	参考 土壌汚染対策法指定基準	
			含有量基準	溶出量基準
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	○	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	六価クロム化合物	○	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
	シアン化合物	○	遊離シアン50mg/kg以下	不検出
	水銀及びその化合物	×	15mg/kg以下	0.0005mg/L以下
	うちアルキル水銀	×		不検出
	セレン及びその化合物	○	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	鉛及びその化合物	○	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	砒素及びその化合物	○	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	○	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
	ほう素及びその化合物	○	4,000mg/kg以下	1mg/L以下

補足 受入れない汚染物質について①

分類	有害物質の種類	計画施設 受入項目	参考 土壌汚染対策法指定基準	
			含有量基準	溶出量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	×	-	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	×	-	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	×	-	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	×	-	0.04mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	×	-	0.002mg/L以下
	ジクロロメタン	×	-	0.02mg/L以下
	テトラクロロエチレン	×	-	0.01mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	×	-	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	×	-	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	×	-	0.03mg/L以下
	ベンゼン	×	-	0.01mg/L以下

揮発性有機化合物は計画施設では受け入れません。

補足 受入れない汚染物質について②

分類	有害物質の種類	計画施設 受入項目	参考 土壌汚染対策法 指定基準	
			含有量基準	溶出量基準
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	×	-	0.003mg/L以下
	チウラム	×	-	0.006mg/L以下
	チオベンカルブ	×	-	0.02mg/L以下
	PCB	×	-	不検出
	有機りん化合物	×	-	不検出

農薬類は計画施設では受け入れません。

補足 DOWAの土壌浄化事業（場外搬出処理）

エコシステム花岡株式会社

処理能力: **50,000** トン/月

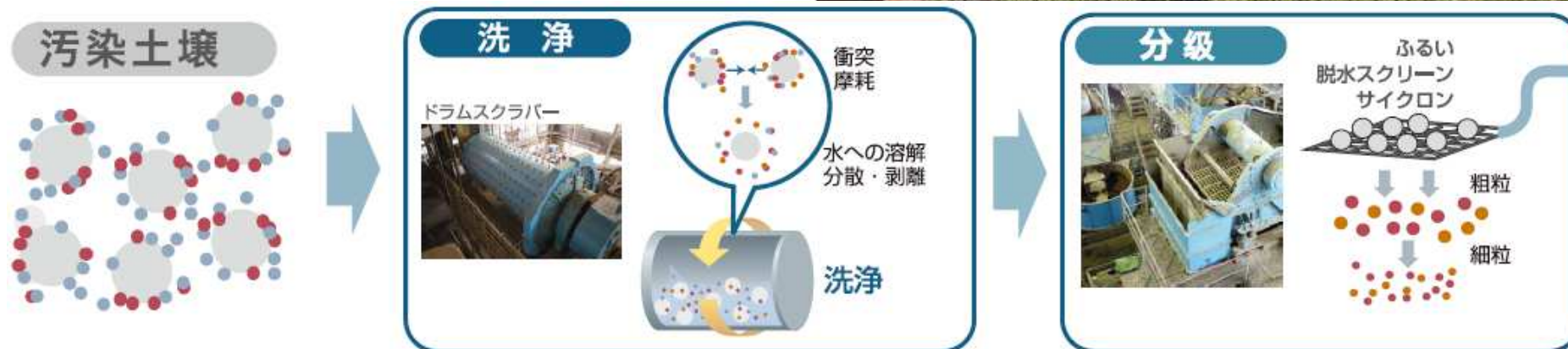
■ 処理対象物質

特定有害物質全般（PCB除く）及び油

■ 許 可

2010年4月

汚染土壌処理業の許可を取得



現地では浄化の難しい汚染土壌を処理しています。

(仮称)仙台塩釜ソイルセンター
生活環境影響調査の実施にあたっての公告事項

平成 27 年 4 月 15 日

汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱第 9 の 2 項の規定に基づく、公告事項は以下に示すとおりである。

項目	内容
(1) 処理業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称:ジオテクノス株式会社 (DOWAエコシステム株式会社 100%子会社) 住所:東京都墨田区押上 1 丁目 1 番 2 号 代表者氏名:代表取締役社長 吉川 俊二
(2) 汚染土壌処理施設等の設置の場所	宮城県塩竈市港町 1 丁目 8
(3) 新設又は変更の別	新設
(4) 汚染土壌処理施設等の種類	分別等処理(異物の除去、含水率調整)
(5) 汚染土壌処理施設等において処理する汚染土壌の種類	第二種特定有害物質(濃度の上限値なし) 水銀を除く重金属類のみ
(6) 縦覧場所	3 箇所 ・汚染土壌処理施設の計画地 (宮城県塩竈市港町 1 丁目 8) ・塩竈市 産業環境部環境課 ・DOWAエコシステム株式会社 ジオテック事業部 仙台営業所
(7) 説明会の日時及び場所	日時:平成 27 年 4 月 21 日(火) 17 時 30 分から 場所:マリゲート塩釜 3 階 マリンホール
(8) その他知事が必要と認める事項	縦覧期間:平成 27 年 4 月 15 日～平成 27 年 4 月 28 日 縦覧時間:9:00～17:00

塩釜市港町に建設を計画している 土壌処理施設の施設計画



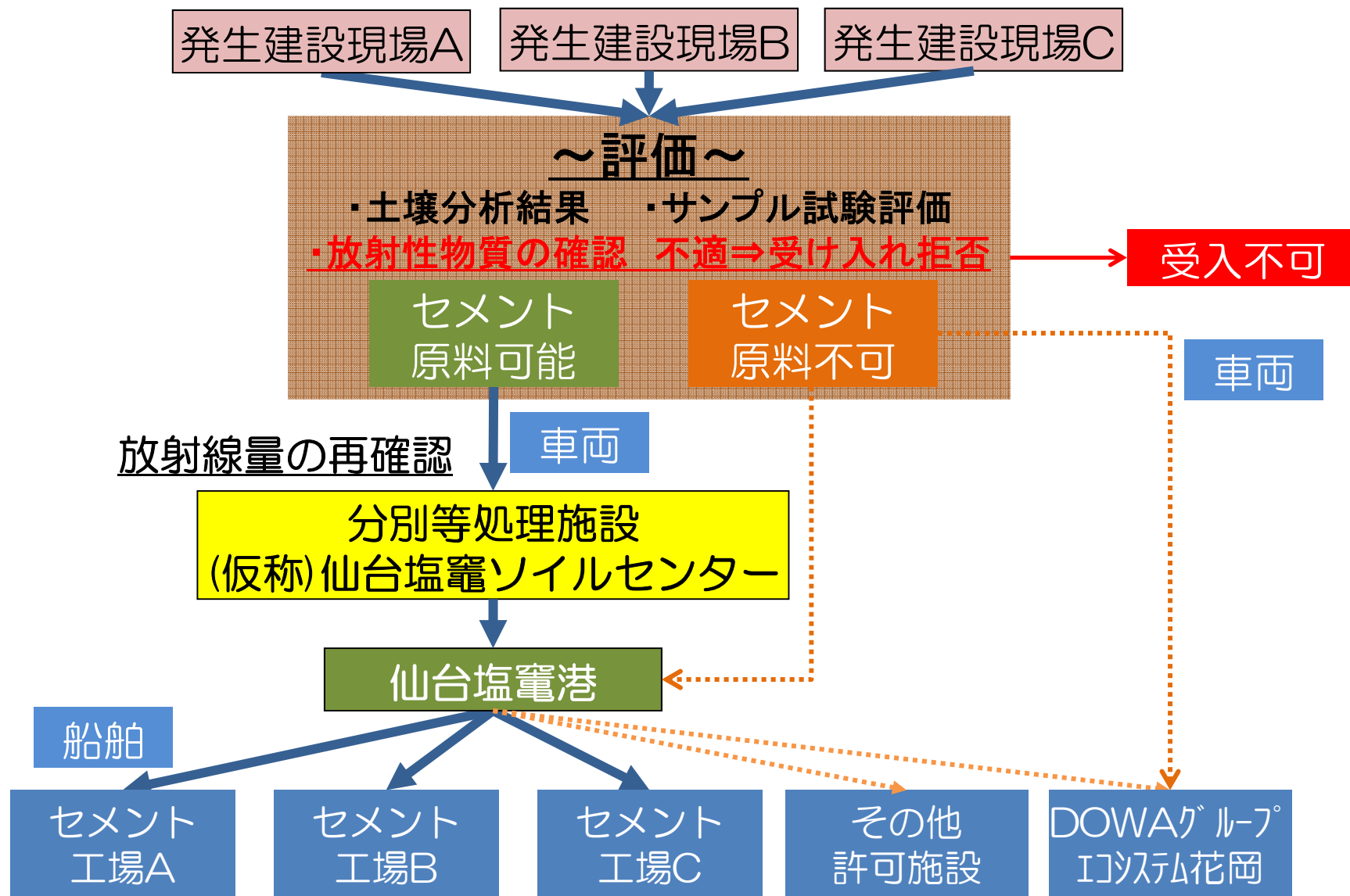
ジオテクノス株式会社 DOWAエコシステム株式会社

2015年4月15日

内容

1. 事業内容
2. 立地計画概要
3. 設置計画場所
4. 処理フロー図
5. 施設概要（1）平面図（案）
6. 施設概要（2）立面図イメージ
7. 周辺環境保全に関する事項

1. 事業内容



補足 各工場の立地関係

土壌処理施設
エコシステム花岡(株)

分別等処理施設
(仮称)仙台塩竈ソ
イルセンター



- 震災復興・再開発に伴う大量の建設発生土
- 太平洋側に立地するセメント製造工場群 (●)



- 船舶による大量輸送
 - CO₂排出量の低減
 - 輸送コストの低減

2. 立地計画概要

項目	適用
汚染土壌処理施設の設置場所	宮城県塩竈市港町1丁目8
汚染土壌処理施設の種類	分別等処理（異物の除去、含水率調整）
処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	第二種特定有害物質（濃度の上限値なし） 水銀を除く重金属類のみ 別表1 参照
汚染土壌処理施設の処理能力	400トン/日（8時間） 250日/稼動 100,000トン/年
着工予定年月日 使用開始予定年月日	着工予定：平成27年10月 使用予定：平成28年3月

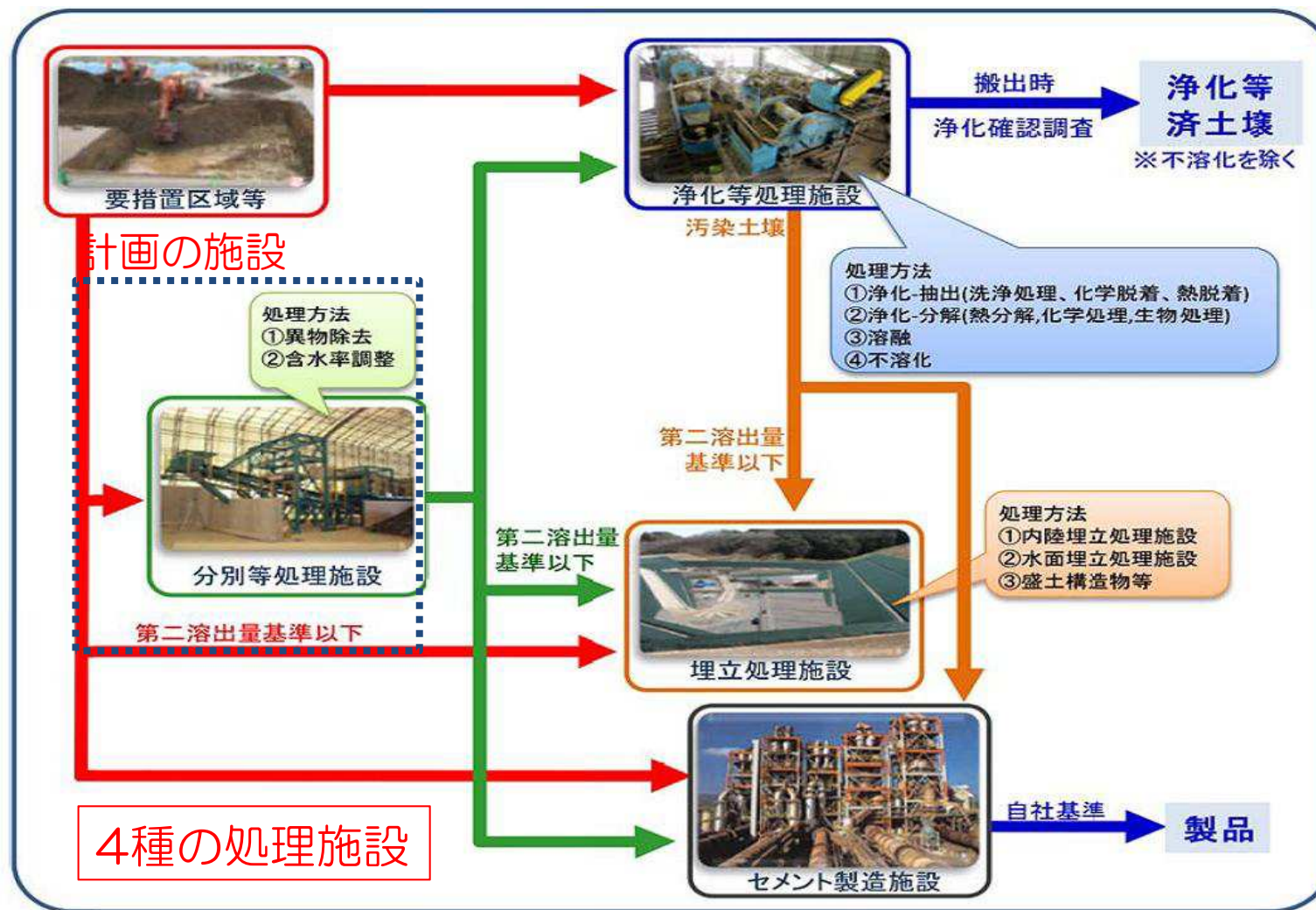
別表1 受入汚染物質の具体的な名称

処理する汚染土壌の特定有害物質
(水銀、アルキル水銀以外の第二種特定有害物質)

物 質 名	濃 度
カドミウム及びその化合物	濃度の上限なし
六価クロム化合物	
シアン化合物	
セレン及びその化合物	
鉛及びその化合物	
砒素及びその化合物	
ふっ素およびその化合物	
ほう素及びその化合物	

放射性物質を含む土壌は受け入れ不可

補足 汚染土壌処理施設とは



原図：環境省水・大気環境局 土壌環境課，汚染土壌の処理業に関するガイドライン(改定第2版)より抜粋

補足 分別等処理とは

～役割～

再処理汚染土壌処理施設（浄化处理、セメント等製造や埋立処理施設）で受け入れ可能な状態にするため、以下の2つの処理

処理方法	内容
異物除去	岩、コンクリートくずなどの異物を除去
含水比調整	汚染土壌のハンドリングを容易にするため、石灰等を混合し、含水比を調整

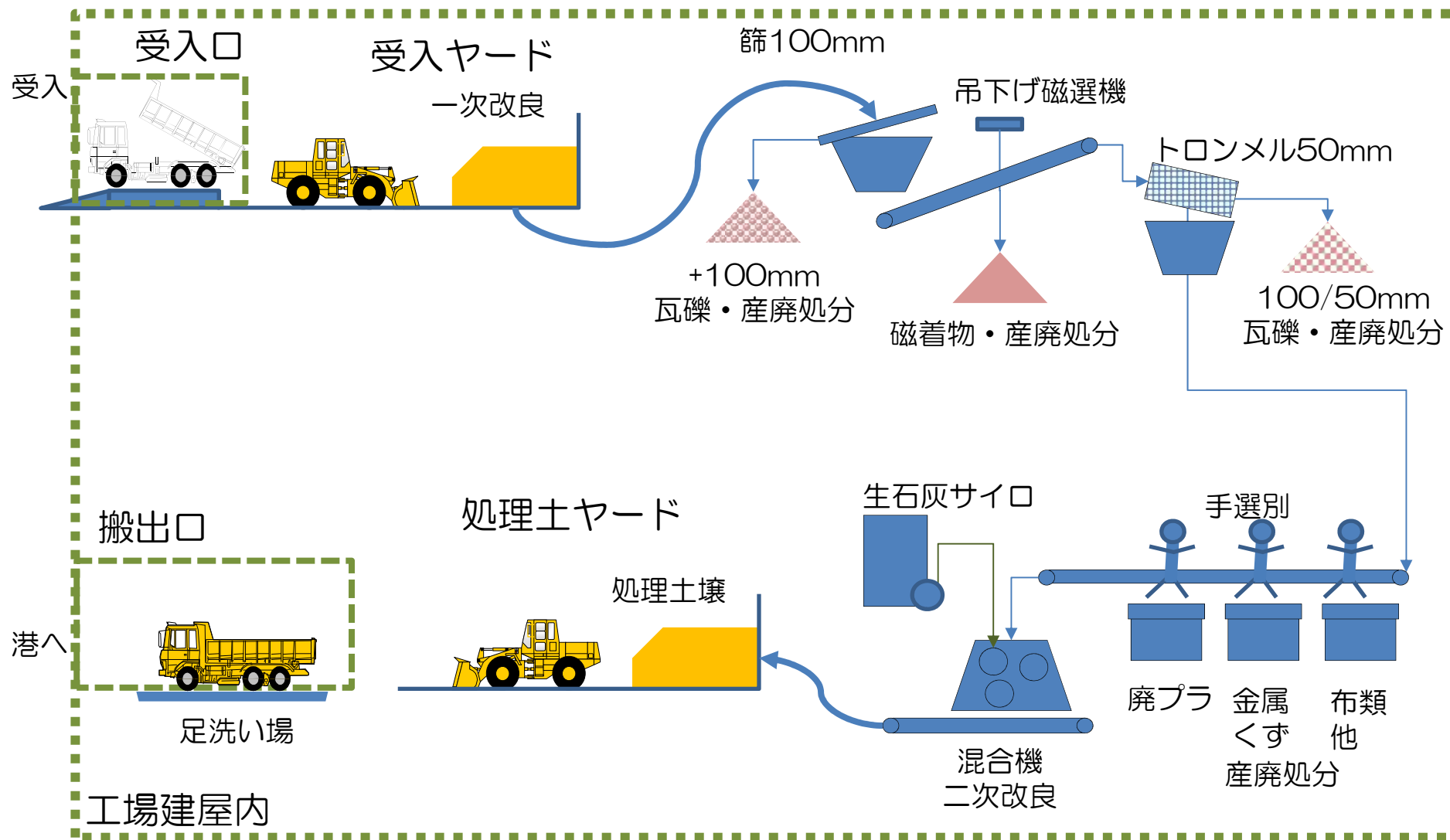


分別等処理施設例

3. 設置計画場所・搬入出ルート



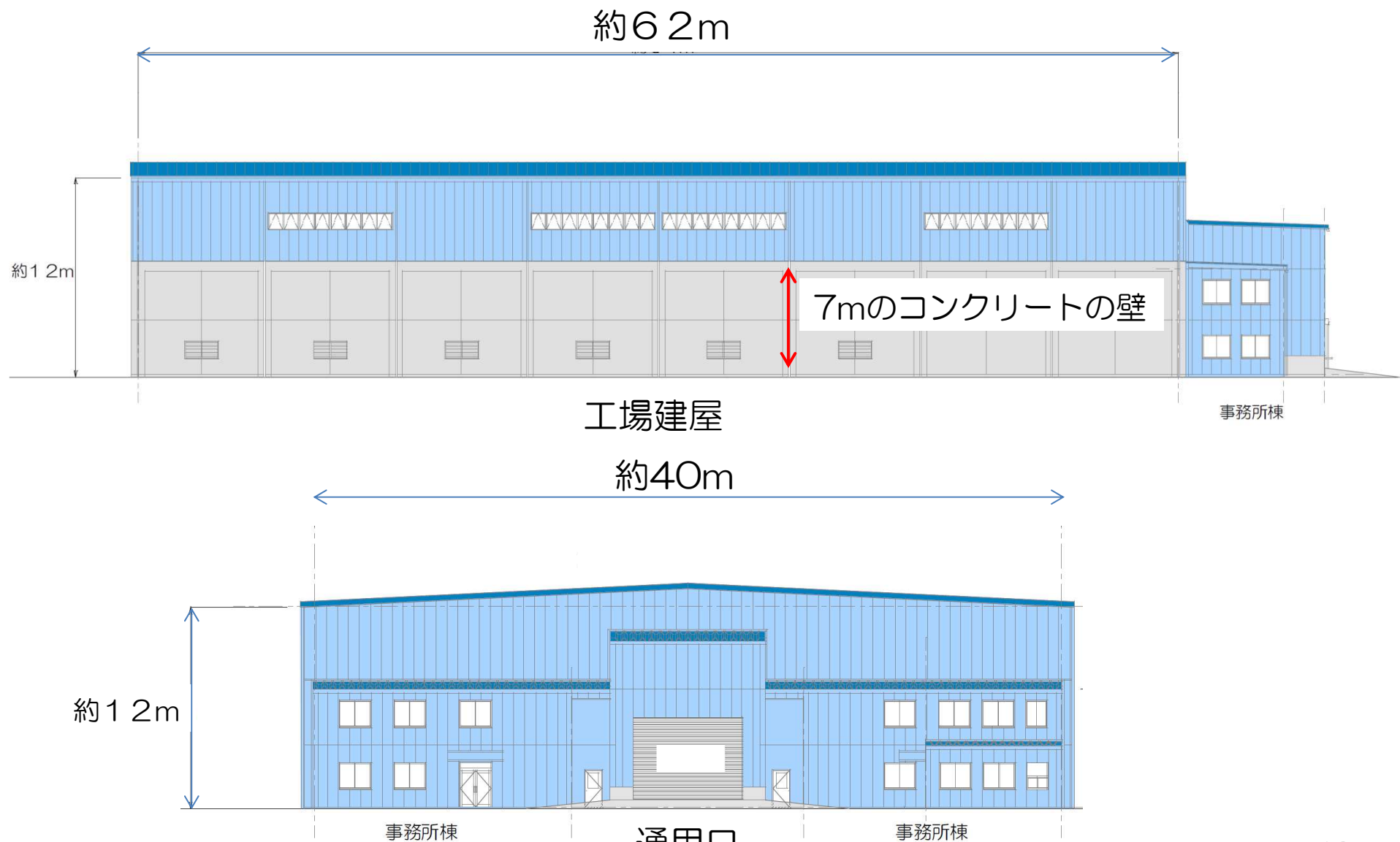
4. 処理フロー図



5. 施設概要（1）平面図(案)



6. 施設概要（2）立面図イメージ



7. 周辺環境保全に関する事項

項目	適用
大気汚染防止の方法 処理に伴う排ガス量 処理方法	処理に伴う有害な排ガスは無い
水質汚濁防止の方法 処理に伴う排水量 処理方法	屋根付き建屋内で保管、処理を行う為、汚水の排水は無い。場内の洗浄等で使用した水はタンクに貯め、産廃として運搬処理する。 事務所生活系雑排水は下水道へ放流する。
騒音防止の方法 振動防止の方法	低騒音・低振動型建設機械を使用する。 処理設備は騒音・振動の抑制に配慮した機器を用いる。 建屋・基礎についてこれらを防止できる構造設計とする
悪臭防止の方法	悪臭を放つ土壌の受け入れは基本ない。 建屋内での保管・処理を行い、処理後は速やかに搬出し長期間の施設内滞留を行わない。悪臭が発生した場合は、消臭剤を散布する。
汚染土壌の搬入・搬出 の時間及び方法	汚染土壌の搬入は、ダンプトラック等の大型車両で行う。 搬入出時間は、原則08:00～18:00とする。

(仮称)仙台塩釜ソイルセンター 生活環境調査計画概要(案)

[現地調査の概要]

調査事項	調査項目	調査地点・範囲	調査頻度	調査期間
大気質	窒素酸化物(NO _x)、浮遊粒子状物質(SPM)	1 地点 :搬入・搬出経路	1 回	7 日間
	粉じん	1 地点 :事業実施区域内		
	気象(風向・風速、気温、湿度)	2 地点 :上記各 1 地点		
騒音 振動	環境騒音・振動	1 地点 :事業実施区域内	1 回	12 時間
	道路交通騒音・振動、 地盤卓越振動数	1 地点 :搬入・搬出経路		
	交通量 (2 車種分類:大型、小型))	1 地点:搬入・搬出経路		
悪臭	・特定悪臭物質(22 項目) ①アンモニア ②メチルメルカプタン ③硫化水素 ④硫化メチル ⑤二硫化メチル ⑥トリメチルアミン ⑦アセトアルデヒド ⑧プロピオンアルデヒド ⑨ノルマルブチルアルデヒド ⑩イソブチルアルデヒド ⑪ノルマルペンチルアルデヒド ⑫イソペンチルアルデヒド ⑬イソブタノール ⑭酢酸エチル ⑮メチルイソブチルケトン ⑯トルエン ⑰キシレン ⑱スチレン ⑲プロピオン酸 ⑳ノルマル酪酸 ㉑ノルマル吉草酸 ㉒イソ吉草酸 ・臭気指数	1 地点 :事業実施区域内	1 回	—

[予測、影響の分析の概要]

調査事項	影響要因	予測項目	予測地点	影響の分析等
大気質	土壌搬入・搬出車両の走行	二酸化窒素(NO ₂) 浮遊粒子状物質(SPM)	搬入・搬出路沿道:1 地点	対比する基準値等 ・二酸化窒素(環境基準):0.06ppm ・浮遊粒子状物質(環境基準):0.1mg/m ³ ・粉じん(参考値):10 t /km ² /月
	施設の稼働	粉じん	事業実施区域敷地境界:1 地点	
騒音 振動	土壌搬入・搬出車両の走行	道路交通騒音・振動	搬入・搬出路沿道:1 地点	対比する基準値等 ・搬入・搬出車両騒音:幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 ・施設騒音:宮城県公害防止条例の工場・事業場に係る第3種区域の基準 ・搬入・搬出車両振動:振動規制法に係る第1種又は第2種区域の道路交通振動の要請限度 ・施設振動:宮城県公害防止条例の工場・事業場に係る第2種区域の基準
	施設の稼働	施設騒音・振動	事業実施区域敷地境界:1 地点	
悪臭	施設からの悪臭の漏洩	悪臭物質濃度 臭気指数	事業実施区域敷地境界:1 地点	対比する基準値等 ・特定悪臭物質:悪臭防止法の規制基準 ・臭気指数:15

[生活環境調査計画書(案)]

1. 大気質

1) 現地調査

(1) 調査項目

調査項目は、大気汚染物質のうち、搬入・搬出車両の走行に伴う窒素酸化物(二酸化窒素(NO_2)、一酸化窒素(NO)、窒素酸化物(NO_x))及び浮遊粒子状物質(SPM)の濃度の状況、施設の稼働に伴う粉じんの状況、気象(風向・風速)の状況とする。

(2) 調査方法

調査は、表 1-1 に示す方法により実施した。また、測定状況の概要は図 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 大気質調査方法

項目	調査方法	調査方法の概要	測定高さ
窒素酸化物 (NO_2 , NO , NO_x)	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号)に規定する方法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法に基づく自動計測器(JIS-B-7953)による連続測定	地上 1.5m
浮遊粒子状物質 (SPM)	「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)に規定する方法	ベータ線吸収法に基づく自動計測器(JIS-B-7954)による連続測定	地上 3.0m
粉じん	「衛生試験法」に基づく方法	ダストジャー法による捕集	地上 1.5m
気象 (風向・風速、気温・湿度)	「地上気象観測指針」(平成 14 年 気象庁)に規定する方法	風車型微風向風速計による連続測定	地上 10m

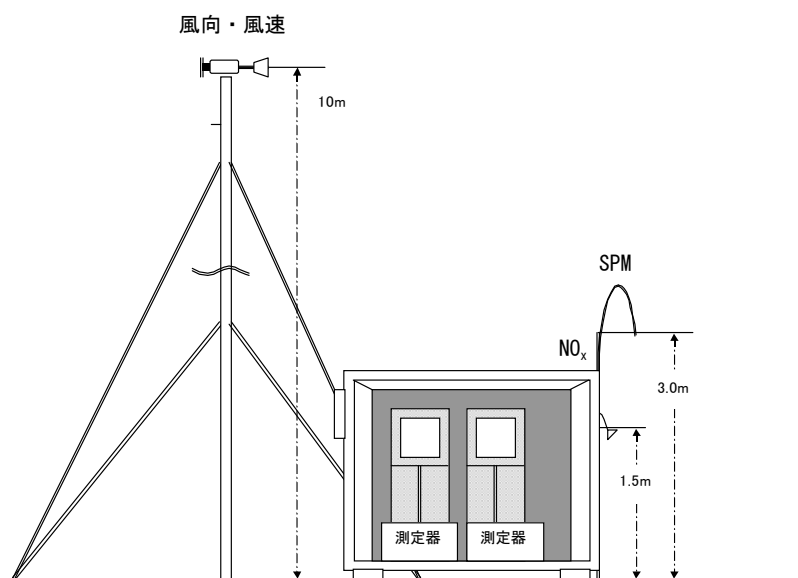


図 1-1 窒素酸化物、浮遊粒子状物質、気象の測定状況概要図



実施例：大気質の測定状況



実施例：窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質 (SPM) の測定状況



実施例：粉じんの測定状況

(3) 調査地点

調査地点は、図 1-2 に示すとおりである。窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質 (SPM) は搬入・搬出経路の 1 地点、粉じんは事業実施区域内の 1 地点、気象は搬入・搬出経路、事業実施区域内の各 1 地点(計 2 地点)とする。

(4) 調査頻度・期間

各項目とも、調査頻度は 1 回とし、調査期間は 7 日間連続測定とする。



図 1-2 大気質調査地点位置図

2) 予測方法

(1) 予測手法

予測手法は表 1-2 に示す手法とする。

表 1-2 大気質に係る予測手法

影響要因	予測項目	予測手法
土壌搬入・搬出車両の走行	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM)	プルーム式及びパフ式による拡散計算
施設の稼働	粉じん	事例の引用

(2) 予測地点

予測地点を図 1-3 に示す。搬入・搬出車両の走行に係る予測地点は、現地調査地点とする。施設の稼働に係る予測地点は、予測結果の最大値の出現地点(最大着地濃度出現地点)とする。事業区域敷地境界とする。

(3) 予測対象時期

予測項目の排出濃度を最大値(規制値)で予測するため「施設の定常状態稼働時＝環境影響が最大となる時期」として、定常状態稼働時を予測対象時期とする。

(4) 評価の方法

予測結果と以下に示す環境基準及び参考値等との比較により行う。

【大気質の環境基準】

二酸化窒素 : 0.04ppm～0.06ppm

浮遊粒子状物質 : 0.1mg/m³

【大気質の参考値】

粉じん : 10t/km²/月

(出典：道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版、(財)道路環境研究所)



図 1-3 大気質予測地点位置図

2. 騒音・振動

1) 現地調査

(1) 調査項目

調査項目は、騒音(等価騒音レベル L_{Aeq}) の状況、振動(振動レベルの 80%レンジ上端値 L_{10}) の状況、交通量とする。

(2) 調査方法

調査は、表 2-1 に示す方法により実施した。また、事前準備として、下記の事項を実施した。

- ・調査地点の土地所有者への事前説明及び土地使用の承諾
- ・道路交通騒音・振動調査地点は、管轄の警察署より道路使用許可を取得

表 2-1 騒音・振動調査方法

項目	調査方法	調査方法の概要	測定高さ
騒音の状況 (L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」 (平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示 第 64 号)に規定する方法	積分形騒音計規格(JIS-C-1502 及び JIS-C-1505 の付属書)に適合する騒音計 による 12 時間連続測定	地上 1.2m
振動の状況 (L_{10})	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号) 別表第二備考 4 及び 7 に規定され る方法	JIS-C-1510「振動レベル計」の規定に適 合する振動レベル計による測定。	地表面
地盤の状況 (地盤卓越 振動数)	—	計量単位及び測定機器(JIS-C-1510)によ り定められた公害振動計を用いて大型車 単独走行時の地盤振動を記録し、1/3 オ クターブ周波数分析器により振動加速度 が最大を示す中心周波数を地盤卓越振動 数とする。	地表面
交通量 ・車速	—	交通量は上下車線別に大型車・小型車の 2 車種分類別に記録。車速は上下車線別 に走行状態を代表する車両 10 台程度を 選び、一定区間内(50～100m 程度)の通過 時間をストップウォッチで測定。	—

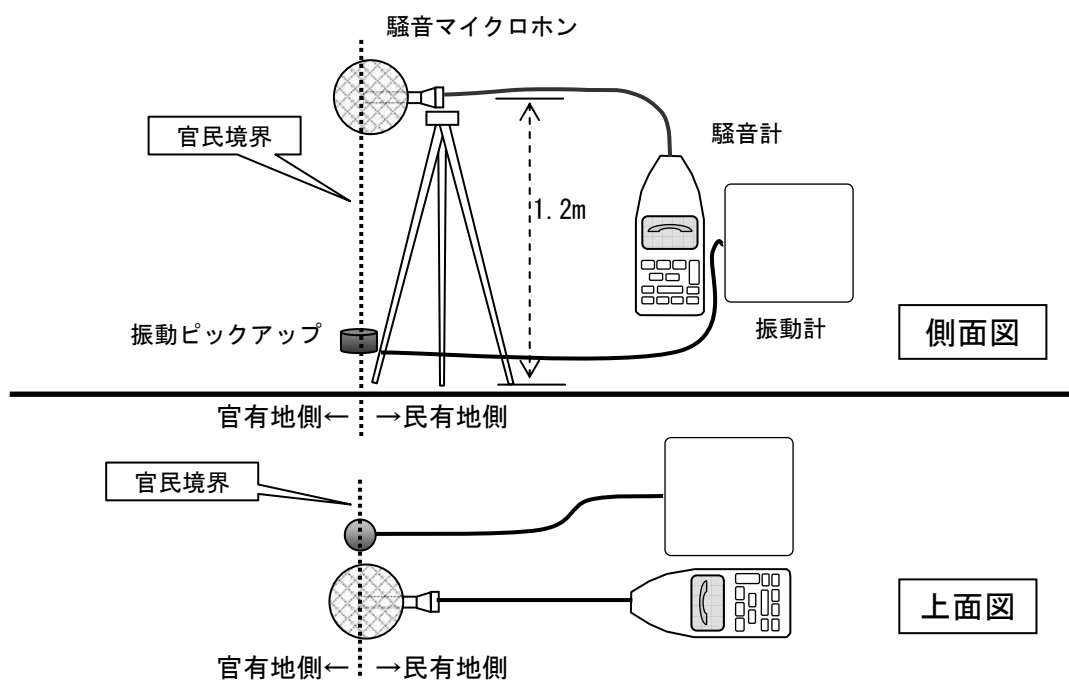


図2-1 (1) 騒音・振動測定概略図

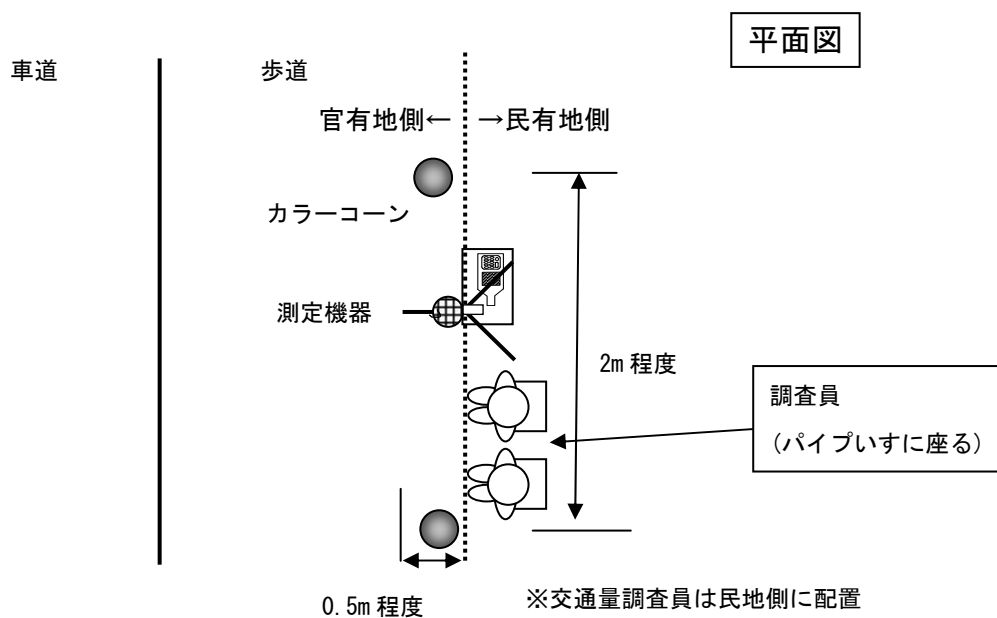
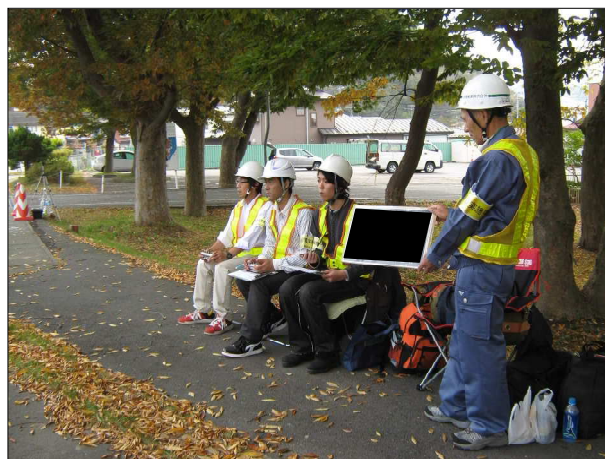


図2-1 (2) 交通量測定概略図



実施例：騒音・振動の測定状況



実施例：交通量の測定状況

(3) 調査地点

調査地点は、図 2-2 に示すとおりである。環境騒音・振動は、事業実施区域内の 1 地点、道路交通・振動・交通量は、搬入・搬出経路の 1 地点とする。

(4) 調査頻度・期間

各項目とも、調査頻度は 1 回とし、調査期間は施設稼働時間 (8:00～18:00) を含む 12 時間連続測定とする。

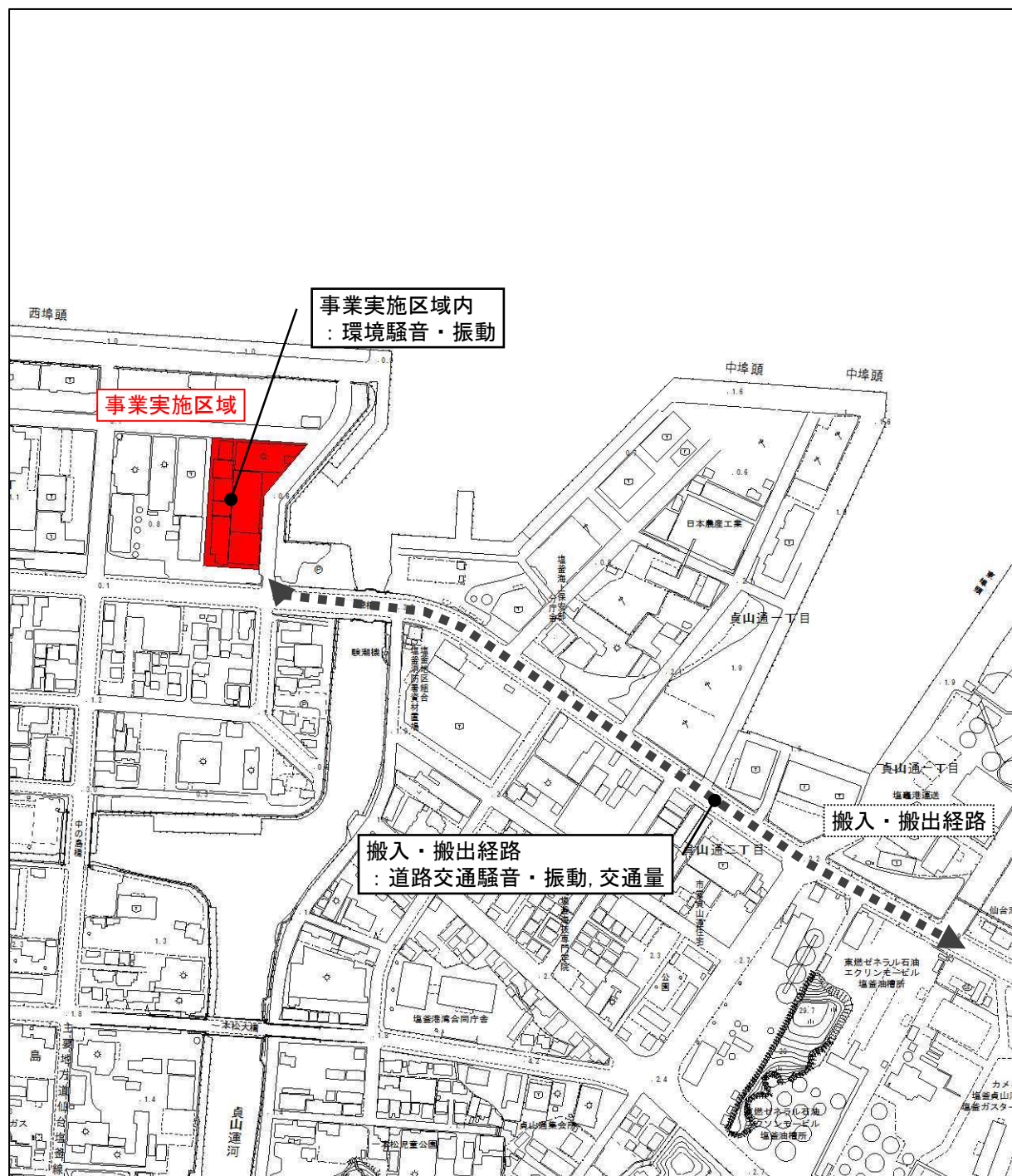


図 2-2 騒音・振動・交通量調査地点位置図

2) 予測方法

(1) 予測手法

予測手法は表 2-2 に示す手法とする。

表 2-2 騒音・振動に係る予測手法

影響要因	予測項目	予測手法
土壌搬入・搬出車両の走行	道路交通騒音 (L_{Aeq})	ASJ-RTN-Model 2013
	道路交通振動 (L_{10})	土木研究所の提案式
施設の稼働	施設騒音 (L_5)	理論伝播式
	施設振動 (L_{10})	距離減衰式

(2) 予測地点

予測地点を図 2-3 に示す。搬入・搬出車両の走行に係る予測地点は、現地調査地点とする。施設の稼働に係る予測地点は、予測結果の最大値の出現地点とし、事業実施区域敷地境界とする。

(3) 予測対象時期

騒音レベルの最大値で予測するため「施設の定常状態稼働時＝環境影響が最大となる時期」として、定常状態稼働時を予測対象時期とする。

(4) 評価の方法

予測結果と以下に示す環境基準及び参考値等との比較により行う。

【騒音の環境基準・規制基準】

道路交通騒音：70dB(幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準)

施設騒音：昼間 60dB、朝・夕 55dB、夜 50dB

(騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例第 3 種区域の基準)

【振動の規制基準】

道路交通振動：昼間 65dB(振動規制法の道路交通振動に係る第 1 種区域の要請限度)

施設振動：昼間 65dB、夜 60dB(振動規制法第 2 種区域の基準)



図 2-3 騒音・振動予測地点位置図

3. 悪臭調査

(1) 調査項目

調査項目は、施設の稼働に伴う特定悪臭物質(22 物質)、臭気指数とする。

(2) 調査方法

調査は、表 3-1 に示す方法により実施する。また、測定状況の概要は図 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 臭気調査方法

項目	調査方法	調査方法の概要
特定悪臭物質 (22 物質)	「悪臭防止法施行規則第 1 条」(昭和 47 年 総理府令第 39 号) に定められた方法	試料採取袋等による捕集、ガスクロマトグラフ法等による測定
臭気指数	「悪臭防止法施行規則第 5 条」(昭和 47 年 総理府令第 39 号) に定められた方法	試料採取袋等による捕集、三点比較式臭袋法による測定
気象 (風向・風速、気温・湿度)	「地上気象観測指針」(平成 14 年 気象庁)に規定する方法	風車型微風向風速計による連続測定



実施例：悪臭の測定状況



実施例：悪臭の測定状況

(3) 調査地点

調査地点は、図 3-1 に示す、事業実施区域内の 1 地点とする。

(4) 調査頻度

調査頻度は 1 回とする。



図 3-1 悪臭調査地点位置図

2) 予測方法

(1) 予測手法

予測手法は表 3-2 に示す手法とする。

表 3-2 悪臭に係る予測手法

影響要因	予測項目	予測手法
施設の稼働	特定悪臭物質	事例の引用
	臭気指数	

(2) 予測地点

予測地点を図 3-3 に示す。施設の稼働に係る予測地点は、予測結果の最大値の出現地点とし、事業実施区域敷地境界とする。

(3) 予測対象時期

悪臭物質別の排出濃度及び臭気指数を最大値(規制値)で予測するため「施設の定常状態稼働時＝環境影響が最大となる時期」として、定常状態稼働時を予測対象時期とする。

(4) 評価の方法

予測結果と以下に示す基準値等との比較により行う。

【悪臭の規制基準】

施設の稼働：特定悪臭物質濃度 悪臭防止法の規制基準(悪臭防止法に定める C 区域の値)
：臭気指数 15(悪臭防止法の指定区域)

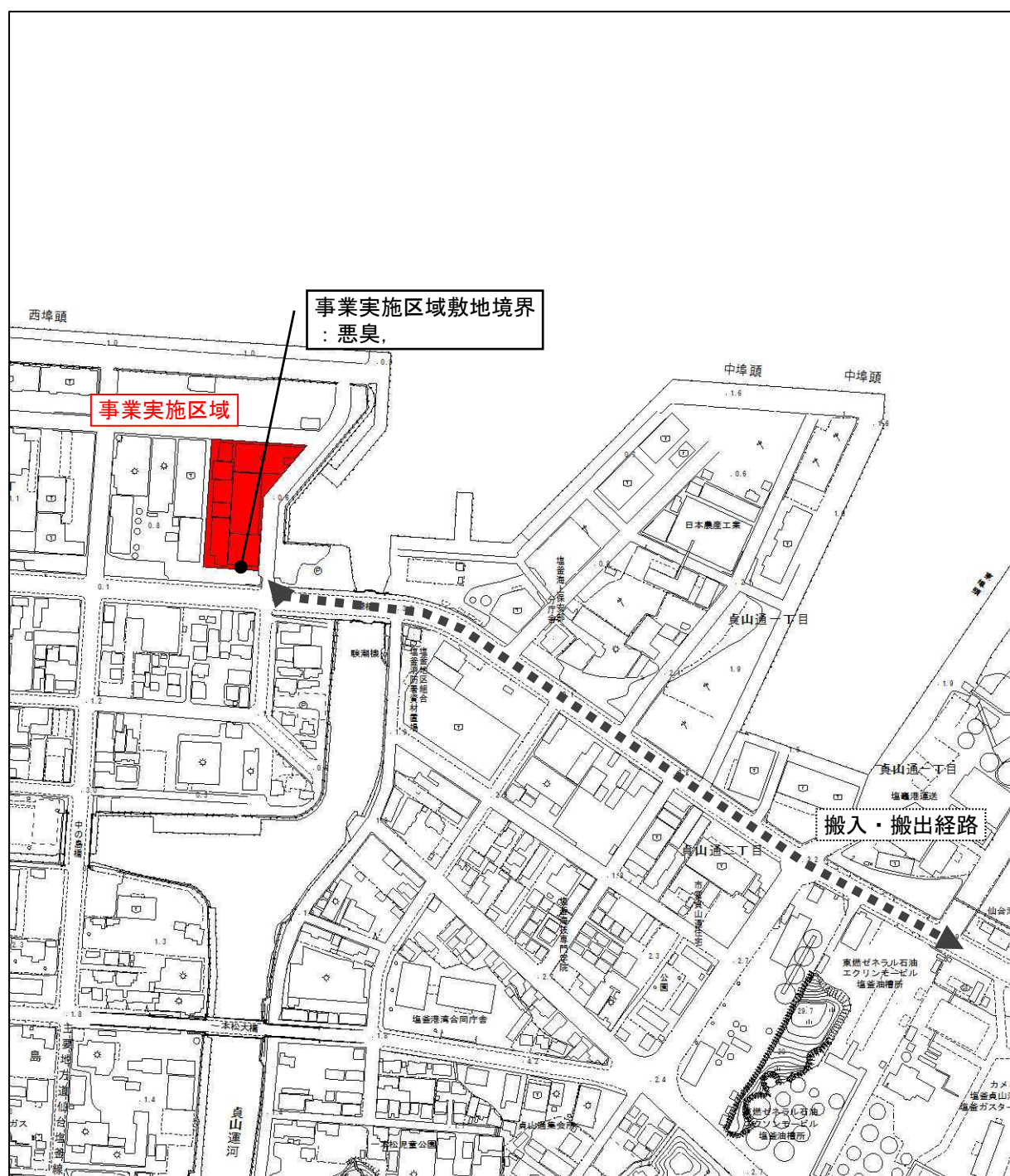


図 3-3 悪臭予測地点位置図

(仮称) 仙台塩釜ソイルセンター 生活環境影響調査実施にあたっての縦覧のご意見書

弊社ではかねてから港町1丁目8番に土壌浄化処理施設の立地を計画しており、平成27年4月15日よりその施設建設に関する資料を縦覧させていただいております。縦覧資料に関しましてご意見をお持ちの方は下記の下線部のご記入をお願いいたします。

記

○ご氏名： _____

○ご住所： _____

○ご意見のある縦覧資料： ①表紙、 ②施設概要、 ③生活環境影響調査計画

(*ご意見のある上記①～③の資料名を○で囲って下さい。)

○ご意見の内容（*記入欄が足りない場合は用紙をもう一枚ご使用ください。）

[illegible]

以上

2015 年 5 月 14 日

DOWA エコシステム株式会社
ジオテック事業部

ジオテクノス株式会社

施設計画等に対する生活環境保全上の見地からの意見について

宮城県汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱（制定平成 22 年 3 月 25 日） に
基づき、（仮称）仙台塩釜ソイルセンター 生活環境影響調査実施にあたっての公告事
項、施設計画及び生活環境影響調査の実施計画の縦覧（平成 27 年 4 月 15 日（水）～
平成 27 年 4 月 28 日（火））及び意見募集（平成 27 年 4 月 15 日（水）～平成 27 年 5
月 13 日（水））を実施いたしました。その結果、期間内に当該汚染土壌処理施設の設
置などに関し、施設計画等に対する生活環境保全上の見地からの意見はありませんで
した。

以上